

設 計		校 合	
--------	--	--------	--

委 託 ~~設 計 書~~
仕 様 書

令 和 8 年 度

件 名 河川生物調査業務委託

委 託 場 所 川越市的場 初雁橋付近ほか4箇所

設 計 額 ¥ 円

積 算 原 価 (¥ 円)

委 託 の 大 要

川越市内を流れる河川等5地点において、底生生物、付着藻類、魚類の生息を調査する。

委 託 の 理 由

河川の生物を調べることにより、理化学的な調査では把握しにくい水質の状況や総合的な水辺環境を把握する。

河川生物調査業務委託 内訳書

名 称	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
1 試料採取費	1	式			
2 調査費					
(1)底生生物	3	地点			
(2)付着藻類	3	地点			
(3)魚類	3	地点			
(4)魚介類	2	地点			
3 解析・考察費	1	式			報告書作成費含む
4 諸経費	1	式			
計					
消費税					
合 計					

業務委託仕様書

1 件名

河川生物調査業務委託

2 目的

河川の生物を調べることにより、理化学的な調査では把握しにくい水質の状況や総合的な水辺環境を把握する。

3 調査地点及び調査項目

河川等名	入間川	入間川	小畔川	小畔川	南小畔川
地点名	St. 1 初雁橋	St. 2 菅間堰下流	St. 3 田島橋	St. 4 吉田橋	St. 5 大町橋
底生生物	○	○		○	
付着藻類	○	○		○	
魚類	○	○		○	
魚介類			○		○
備考					

※調査は7月から9月までに行う。

※調査地点、項目については事前協議で最終決定とする。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

5 調査方法

調査は次に掲げる方法とする。細部については担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(1) 底生生物（ベントス）

サーバーネット等により、状況に応じて測定流域数地点で一定量採取した後、ホルマリンにて固定を行い、各種生物の同定及び種別の個体数を計測する。報告は、各地点での出現生物種の集計結果より分類学的に集計を行い、生物学的水質判定を行う。生物学的水質判定は優占種法・Beck-Tsuda法、Kolkwitz法、汚濁指数法で判定を行い、その判定結果より総合判定を行う。

上記調査とは別に、「川の生きものを調べよう（水生生物による水質判定 環境省水環境部・国土交通省河川局編）」に準じた集計用紙を記入し、水質階級の判定を行う。

(2) 付着藻類

川底より 10cm 四方大の適当な石を選び出し、その石に付着した藻類をコドラートにより一定量採取する (5cm×5cm×3 回)。判定は底生生物と同様の方法にて行う。

(3) 魚類

投網・手網等により河川に生息している魚類を採取、種別個体数に分類し、出現種リストを作成する。在来淡水魚の持つ価値 (自然史的遺産・文化財的遺産・環境指標・遺伝資源) を確認する。

(4) 魚介類 (底生生物の定性調査及び魚類)

調査地点の環境に適した漁具 (タモ網、投網、網カゴ等) により、河川に生息している魚類及び大型底生生物を採捕し、種の同定・計数を行い、出現種リストを作成するとともに生活型による区分、出現種についてとりまとめを行う。

(5) 貴重性

環境省レッドデータブック (レッドリスト) 及び埼玉県レッドデータブックにより、注目すべき種の抽出を行う。

6 事前提出書類

委託業務実施計画書

管理技術者等通知書

特別採捕許可申請に必要な計画書

その他必要書類

7 報告内容等

(1) 報告書は次の事項を記載し、書式は担当者の指示に従うこと。

- ・調査地点、調査項目、調査年月日、調査方法、調査結果、代表種などの分布図、社名、代表者氏名 (押印)、住所、電話番号。
- ・調査地点において複数採取した場合、採取地点により生態系が明らかに違う場合は、地点名別をさらに分けそれぞれの項目についての出現リストを作成する。
- ・底生生物と付着藻類については水質判定をあわせて行う。
- ・過去の資料を基に経年変化を比較する。
- ・各地点については採取地点状況を撮影し、周辺環境との関わりやその地点の特徴をもりこみながら、調査結果の総合評価を行う。
- ・代表的な種や珍しい種等については写真を添付する。
- ・特別採捕に係る結果の報告書を作成する。
- ・その他必要な事項については担当者と協議すること。

(2) 業務が完了したときは、速やかに報告書を提出すること。(担当者の指定期日に従うこと)

提出先 : 川越市環境部環境対策課

提出部数 : 4部

その他 : 電子化保存可能な全ての調査資料を電子媒体で提出すること。

8 一般事項

(1) 調査上の注意・手続き

- ・調査に従事する者は、十分な経験を有するものとし、試料採取の日時及び場所の選定は担当者と打ち合わせのうえ決定すること。
- ・管轄漁協により釣券の購入を求められた場合には、受注者が購入すること。

(2) 書類等の保管

調査に使用した野帳、その他の書類は、報告書提出後3年間保存し、必要があるときは提出に応じること。

(3) 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。

9 支払方法

完了払いとする。

10 その他

- (1) この契約の締結後に、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用されるものとする。
- (2) 仕様書に定めのない事項及び業務中に生じた疑義については、双方が協議して別途定める。